

令和5年度第1回合志市上下水道事業運営審議会【次第】

令和5年5月31日（水）午前10時～
合志市役所2階 庁議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び職員紹介
- 5 合志市上下水道事業運営審議会について
- 6 会長及び副会長の選任
- 7 議事録署名委員の指名
- 8 報告
 - (1) 上下水道事業の概要説明について
 - (2) インボイス制度の開始に伴う上下水道料金の改定について
- 9 その他
- 10 閉 会

合志市上下水道事業運営審議会委員名簿

任期:任命日から令和7年3月31日まで

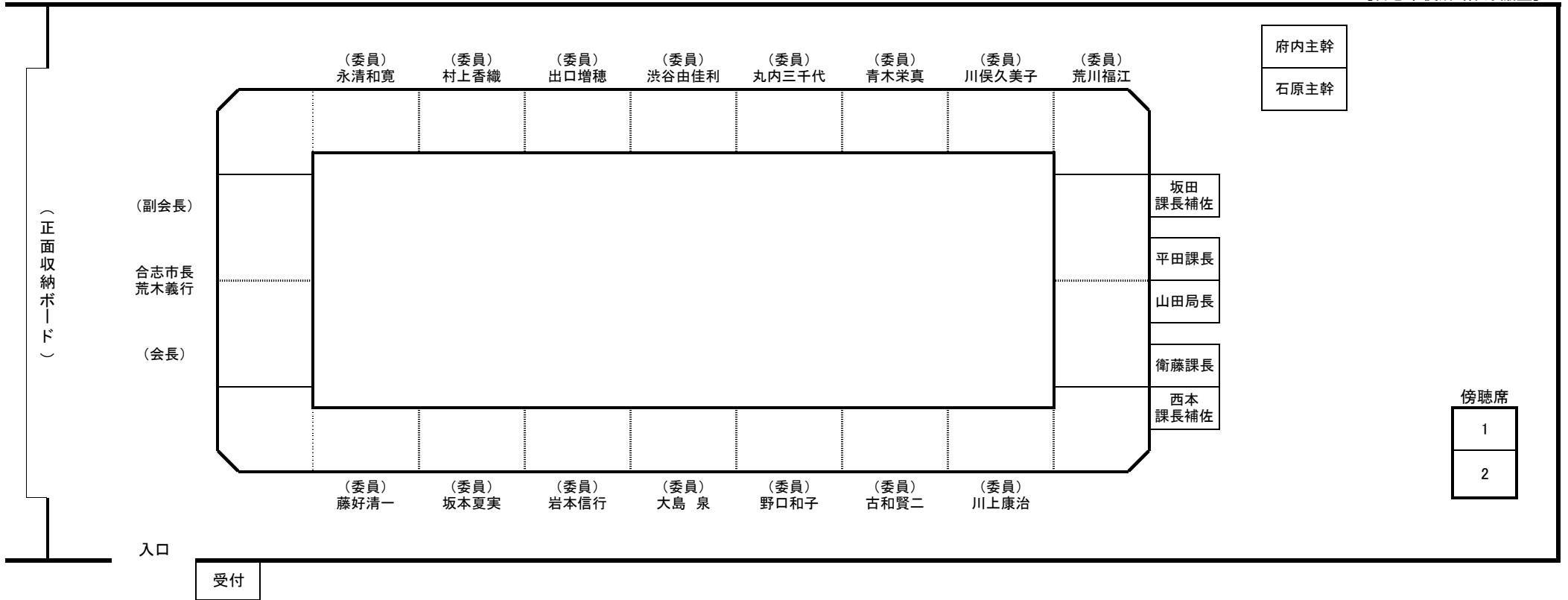
	委員氏名	選任要件	下水道事業区域等	備考
1	永 清 和 寛	その他市長が適当と認める者	市議会文教経済常任委員(副委員長)	
2	村 上 香 織	その他市長が適当と認める者	市議会文教経済常任委員	
3	出 口 増 穂	受 益 者 代 表	熊本北部流域関連公共下水道(旧:西合志町)	上須屋区長
4	渋谷 由 佳 利	受 益 者 代 表	同 上	新開区長
5	丸 内 三 千 代	受 益 者 代 表	特定環境保全公共下水道(旧:下水道組合)	若原区長
6	青 木 栄 真	受 益 者 代 表	同 上	上庄区長
7	川 俣 久 美 子	受 益 者 代 表	同 上	御領区
8	荒 川 福 江	受 益 者 代 表	熊本北部流域関連公共下水道(旧:合志町)	泉ヶ丘区長
9	藤 好 清 一	受 益 者 代 表	同 上	杉並台区長
10	坂 本 夏 実	受 益 者 代 表	同 上	永江団地区
11	岩 本 信 行	受 益 者 代 表	同 上	永江団地区
12	大 島 泉	受 益 者 代 表	農業集落排水事業(旧:西合志町)	上生区長
13	野 口 和 子	その他市長が適当と認める者	商工会女性部推薦	生坪区
14	古 和 賢 二	その他市長が適当と認める者	再任	上須屋区
15	川 上 康 治	その他市長が適当と認める者	公募委員	泉ヶ丘区

(敬称略)

座席配置図

(委 員 及 び 市 職 員)

[合志市役所2階 庁議室]



令和5年度 第1回

合志市上下水道事業運営審議会

資 料

令和5年5月31日

合志市 水道局

合志市上下水道事業運営審議会について

1 合志市上下水道事業運営審議会とは

水道局（水道課・下水道課）では、上下水道事業の経営のあり方や事業の方向性等を総合的に審議し、料金制度の見直しや長期計画の策定など、利用者には大きな影響を与える施策・計画の策定に関して、利用者のご意見を施策に反映させていくために、「合志市上下水道事業運営審議会」を設置しています。

【審議会設置に関する根拠法令】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項・・・参考資料を参照

○合志市上下水道事業運営審議会条例（平成23年条例第2号）・・・参考資料を参照

2 審議会において取り扱う内容

これまでに取り扱ってきたのは、水道事業では現行の水道ビジョンVer. 2を策定した際に審議を行い、下水道事業では下水道事業経営戦略（H31年3月策定）の策定及び下水道使用料の改定に伴う審議を行っております。

本市の水道局では、この他に工業用水道事業を運営していますが、特別な事情が生じない限り、当審議会の審議対象としないところです。

【条例上の規定】

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他市長が事業運営上必要と認める事項に関すること。

水道局の概要

本市の組織について（地方公営企業）

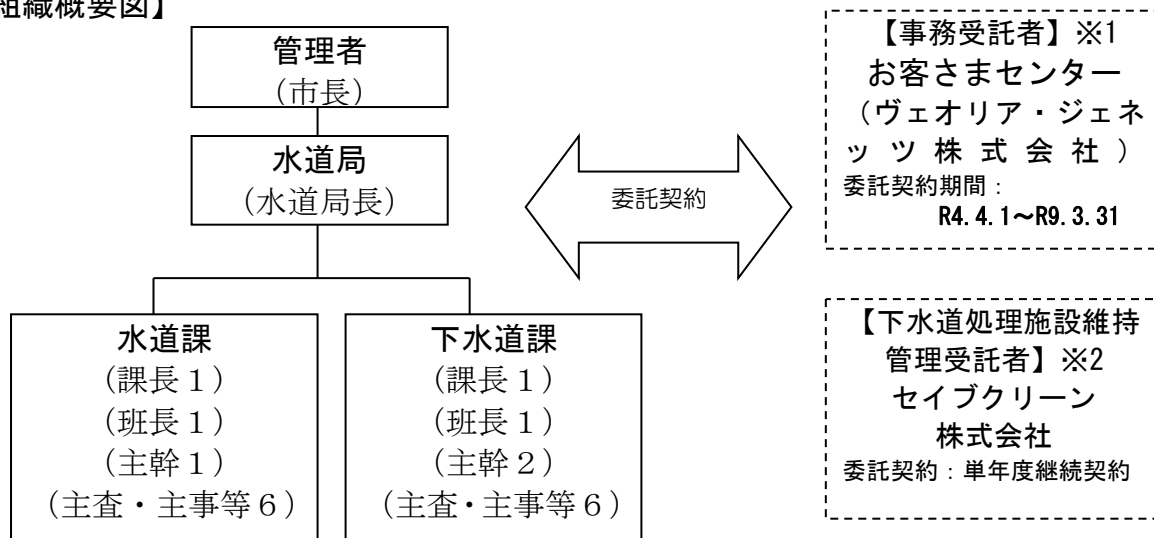
本市の水道事業、工業用水道事業及び下水道事業は、いずれも地方公営企業法という法律の適用を受ける地方公営企業の事業です。地方公営企業には、原則として公営企業の責任者として「管理者」を置くことになっていますが、小規模な公営企業では、これを置かなくても良いことになっており、当市はこの「管理者」を置いていないため、管理者の権限は市長（地方公共団体の長）が行うこととなります。

また、この管理者の事務を行わせるために本市は、水道局を設置しています。

【管理者設置に関する根拠法令】

- 地方公営企業法（昭和27年8月1日号外法律第292号）第7条・・・参考資料を参照
- 合志市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年2月27日条例第156号）第5条・・・参考資料を参照

【組織概要図】



※1 事務受託者の内容・・・水道開始・休止に係る受付業務、料金調定・徴収業務、滞納整理業務及び量水器法定交換業務など。

※2 下水道処理施設維持管理受託者の内容・・・処理場3箇所、中継ポンプ場6箇所、マンホールポンプ所59箇所の維持管理業務など。24時間体制。

【近年2カ年度の収納状況】

年 度	水道料金収納率 (%)		下水道料金収納率 (%)	
	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分
R2年度	99.7	95.3	99.8	96.9
R3年度	99.8	95.9	99.8	97.2

水道事業及び工業用水道事業の概要

水道は、『清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること』を目的として水道法が昭和 32 年に制定され、安全安心で良質の「水」を間断なく、継続して供給することが求められています。

合志市の水道事業については、これまで、昭和 37 年に竹迫地区簡易水道事業(当時：合志村、旧合志町)の創設認可を受けて以来、昭和 39 年に西合志村広域簡易水道事業(旧西合志町、後に上水道事業)、昭和 42 年に日向地区簡易水道事業(旧合志町)、昭和 43 年に栄地区簡易水道事業(旧合志町)、昭和 47 年に合志町南部地区簡易水道事業(旧合志町、後に南部上水道事業)と、随時拡張を行い、平成 18 年 2 月 27 日の合志市市制施行に伴い、両町の上水道事業を 1 つの事業として創設し、3 つの簡易水道事業はそのまま市に引き継ぐ形で 4 つの事業として整備を進めてきました。さらに、簡易水道事業は、平成 23 年度から竹迫簡易水道事業と日向簡易水道事業を統合しており、平成 28 年度末に県へ『合志市水道事業経営変更』の認可を申請し、平成 29 年度よりすべて上水道事業に統合し整備を行なっていくことになりました。

本市の水道施設は、現在、24 箇所の水源地で取水し 13 箇所の配水池施設から配水を行っています。令和 3 年度の業務実績は、給水人口が前年度比 637 人増の 63, 171 人、年間総有収水量は前年度比 41, 764 m³減の 5, 918, 386 m³となっています。経理状況についても、給水人口の増加を背景に、138, 134, 714 円の純利益が生じており、増収増益となっています。

今後も水道料金収入の増加が見込まれる一方で、施設や管の老朽化が急速に進んでいくことが予想され、更新需要の増大が懸念されます。このような経営環境の変化に適切に対応するため、令和元年度、中長期的な視野に基づいた経営の基本計画である「合志市水道事業経営戦略」を策定しました。

また、熊本県が、平成 8 年度に菊陽町と合志市にまたがる工業団地として整備したセミコンテクノパーク内の事業所に工業用水を供給する合志市工業用水道事業(令和 3 年度末現在、7 社と契約)も行っています。

【水道事業の給水・配水状況】(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	単位	上水道
計画給水人口	人	68, 120
給水区域内人口	人	63, 790
現在給水人口	人	63, 171
現在給水件数	件	25, 323
普及率	%	99.03
1日平均配水量	m ³ /日	19, 411
1日最大配水量	m ³ /日	21, 956
1日平均有収水量	m ³ /日	16, 215
年間配水量	m ³	7, 084, 986

※普及率は、国立病院・療養所・学校等の専用水道と自家水道の人口を含むと 100%になります。

【水道施設】（令和3年3月31日現在）

	配水施設 (配水池)		取水施設 (水源地)	備 考
		有効容量		
上 水 道	① 群配水池	PC 3,500 m ³	笹原第1水源	群配水池より小山配水池へ送水
			笹原第2水源	
			下群第1水源	
			下群第2水源	
	② 小山配水池	RC 187 m ³		
		RC 534 m ³		
	③ 武蔵野台配水池	RC 600 m ³	武蔵野台水源	
	④ 木原野配水池	PC 2,000 m ³ PC 2,000 m ³	木原野第1水源	木原野配水池より弁天配水池へ送水
			木原野第3水源	
			木原野第4水源	
			木原野第5水源	
			木原野第6水源	
	⑤ 弁天配水池	PC 1,000 m ³		
RC 480 m ³				
⑥ 御代志配水池 ⑦ 御代志第2配水池	PC 1,000 m ³	御代志第1水源		
	SUS 1,120 m ³	御代志第2水源		
		御代志第3水源		
⑧ 須屋配水池	PC 1,500 m ³	須屋第1水源		
		須屋第2水源		
⑨ 新開配水池	RC 1,300 m ³	新開第1水源		
		新開第2水源		
⑩ 合生配水池	PC 1,000 m ³	合生第1水源		
		合生第2水源		
⑪ 竹迫配水池	PC 515 m ³	竹迫第4水源		
		竹迫第6水源		
⑫ 竹迫第2配水池	PC 950 m ³	竹迫第3水源		
		竹迫第5水源		
⑬ 日向第2配水池	RC 120 m ³	日向第2水源		

※PC:プレストレスト・コンクリート、RC:鉄筋コンクリート、SUS:ステンレス（いずれも配水池の構造の主材料です。）

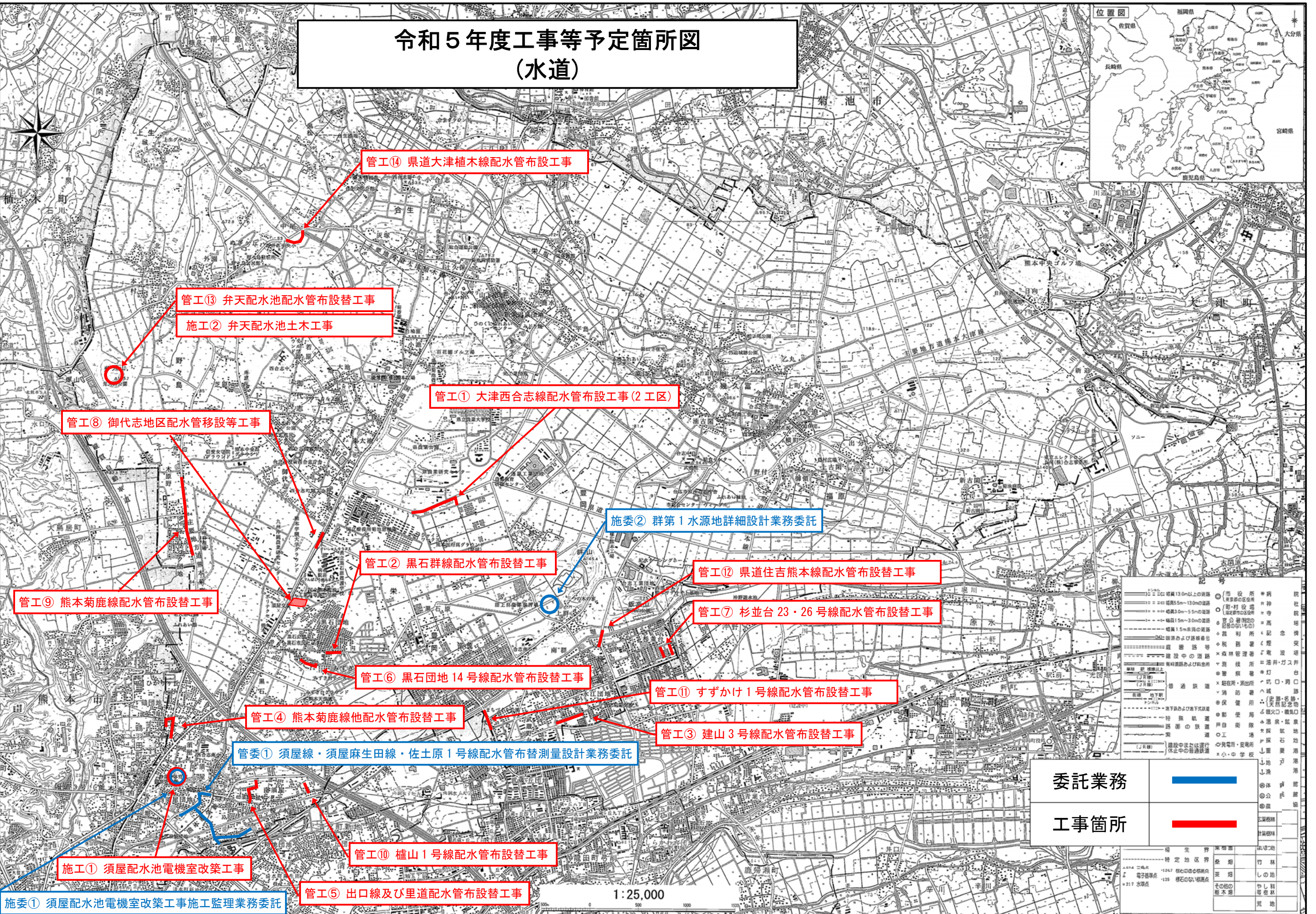
令和5年度 主要事業年間スケジュール

水道局 水道課

※①令和4年度からの繰越の事業については青書きで記載下さい。
 ※②変更があった場合は、朱書き等で訂正をお願いします。
 ※③各班分を課ごとでまとめて提出方お願いします。

班名	事務事業名	日	4月	日	5月	日	6月	日	7月	日	8月	日	9月	日	10月	日	11月	日	12月	日	1月	日	2月	日	3月	現状・課題・問題点		
水道課・水道班(庶務関係)	上下水道事業運営審議会		第1回上下水道事業運営審議会(給水条例改正説明)																							○R5.3.31委員の任期満了に伴い、新役員の選任を予定。		
	監査関係																									○上水道・工業用水道・下水道事業の3つの事業は全て企業会計方式の経理を行っており、監査基本計画に基づく各検査及び審査に対応する。		
	起債管理事務																									約定弁済(償還)事務		
	日本水道協会等	20 21	日本水道協会熊本県支部総会研修会																							日本水道協会九州支部総会 日本水道協会水道関係事務研究会同技術研究会 日本水道協会漏水防止講習会		
(上下水道お客さまセンター業務)	(料金決定収納関係)		合志市上下水道料金徴収等業務委託(R4.4.1~R9.3.31)長期継続契約(債務負担行為)																									○水道料金決定収納(下水道使用料決定収納等)関係は、平成24年度から民間委託を開始し、業務は良好に履行され、収納率も高水準を維持、特に過年度分の徴収に効果を発揮した。 ○契約期間の満了に伴う次の業者選定(プロポーザル方式)により、前回委託業者(H29年度~R3年度)だったヴェオリア・ジェネッツ株式会社が委託業者となった。 ○民間委託の継続で、引き続き収納率の向上とサービスの向上に努める。
		10	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	11	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	9	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	11	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	10	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	11	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	11	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	10	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	11	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	12	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	9	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	11	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)			
		14	納付書発送(4月分)	15	納付書発送(5月分)	15	納付書発送(6月分)	14	納付書発送(7月分)	15	納付書発送(8月分)	15	納付書発送(9月分)	13	納付書発送(10月分)	15	納付書発送(11月分)	15	納付書発送(12月分)	15	納付書発送(1月分)	15	納付書発送(2月分)	15	納付書発送(3月分)			
		20	督促状発送(3月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	19	督促状発送(4月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	20	督促状発送(5月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	20	督促状発送(6月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	18	督促状発送(7月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	20	督促状発送(8月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	20	督促状発送(9月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	20	督促状発送(10月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	20	督促状発送(11月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	19	督促状発送(12月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	20	督促状発送(1月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付	19	督促状発送(2月分) 滞納整理(随時) 給水停止業務 市外転出滞納者納付書送付			
						1	量水器法定交換(中旬頃まで)					1	量水器法定交換(中旬頃まで)								1	量水器法定交換(中旬頃まで)						

令和5年度工事等予定箇所図 (水道)



管工⑭ 県道大津植木線配水管布設工事

管工⑬ 弁天配水池配水管布設替工事
 施工② 弁天配水池土木工事

管工① 大津西合志線配水管布設工事(2工区)

管工⑧ 御代志地区配水管移設等工事

施委② 群第1水源地詳細設計業務委託

管工② 黒石群線配水管布設替工事

管工⑫ 県道住吉熊本線配水管布設替工事

管工⑨ 熊本菊鹿線配水管布設替工事

管工⑦ 杉並台23・26号線配水管布設替工事

管工⑥ 黒石団地14号線配水管布設替工事

管工⑪ すずかけ1号線配水管布設替工事

管工④ 熊本菊鹿線他配水管布設替工事

管工③ 建山3号線配水管布設替工事

管委① 須屋線・須屋麻生田線・佐土原1号線配水管布替測量設計業務委託

施工① 須屋配水池電機室改築工事

管工⑩ 樋山1号線配水管布設替工事

管工⑤ 出口線及び里道配水管布設替工事

施委① 須屋配水池電機室改築工事施工監理業務委託

委託業務	—— (Blue line)
工事箇所	—— (Red line)

記号

—	幅員15.0m以上の道路	○	市役所	●	神社
—	幅員5.0m~15.0mの道路	○	町役所	●	学校
—	幅員3.0m~5.0mの道路	○	特定地区界	●	警察署
—	幅員1.5m~3.0mの道路	○	管工箇所	●	公民館
—	幅員1.5m未満の道路	○	橋脚	●	墓地
—	国道および道路	○	橋脚	●	公園
—	県道	○	橋脚	●	公園
—	支線	○	橋脚	●	公園
—	トンネル	○	橋脚	●	公園
—	地下鉄	○	橋脚	●	公園
—	地下鉄	○	橋脚	●	公園
—	地下鉄	○	橋脚	●	公園
—	地下鉄	○	橋脚	●	公園
—	地下鉄	○	橋脚	●	公園

1:25,000

下水道事業の概要

下水道は、各家庭や事業所等から出される汚水を処理場に集めて処理することにより生活環境を改善し、公共用水域の水質を保全するとともに、雨水をすみやかに排除して浸水を防除する施設を整備し、その機能を継続して保持することで、清潔かつ安全・安心な市民生活を確保しようとするものです。

市では、国土交通省所管の熊本北部流域関連公共下水道事業（※流域下水道は熊本県及び熊本市・合志市・菊陽町で構成）、特定環境保全公共下水道事業と、農林水産省所管の農業集落排水事業の3つの下水道事業を実施しています。

これらは、昭和56年4月に公共下水道事業（現在は熊本北部流域下水道事業へ統合）、平成元年3月に熊本北部流域関連公共下水道事業、平成4年3月に特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業は、平成12年1月に野々島地区、同年4月には合生地区で供用を開始し、順調に整備区域及び計画区域を拡大するとともに、普及率の向上に努めてきました。

また、下水道事業及び農業集落排水事業ではカバーしきれない、既存の下水道区域から離れた箇所や、低地により下水道への流出が困難な箇所などには、平成18年度から「個別排水処理施設条例」を制定し、下水道に代わる設備として、合併処理浄化槽を市で設置する事業にも取り組んでいます。

これらの成果により、令和3年度末の汚水処理人口普及率（下水道や農業集落排水施設、浄化槽などを含め水洗化ができている割合）は、熊本県平均の88.8%、全国平均の92.6%に対し、本市は99.2%と高い普及率となっています。

一方で、下水道接続の増加と施設の老朽化に伴い、維持管理費用が増え、施設の更新費用も含め、将来にわたる維持管理費の低減が課題となってきました。そのため、単独で処理場を運営していた公共下水道（西合志処理分区）については、平成27年度末に熊本北部流域関連公共下水道に接続し、維持管理費低減のための広域化に取り組みました。

下水道事業の収入は主に下水道使用料と受益者負担金及び分担金です。受益者負担金(分担金)は、下水道施設の建設に要した費用の一部を一度限り負担していただく制度で、土地の面積1㎡当たり330円を負担していただきます。納付方法は、一括納付と分割納付（最大5年間、50回分割）があり、全額を一括して納付いただいた受益者の方には、一括納付報奨金として10%を交付することとしています。

また、将来にむけた経営状態の透明化を図るために、下水道事業会計は平成27年度から公営企業会計に移行しており、その結果、経営状態を示す損益計算書では、企業会計に移行後、連続して損失（赤字）となり、累積欠損金は19億円を超え、非常に厳しい経営状況です。老朽化が進む施設の将来的な更新費用を準備する必要性まで考慮すると、事業の黒字化と累積欠損金の解消が喫緊の課題となっています。

このため、平成30年度に市長の諮問を受け、上下水道事業運営審議会で使用料改定を審議し、その答申に基づいて、令和元年10月に1回目の改定、令和5年10月に2回目の改定を行うところです。

合志市下水道の整備状況

令和5年3月末現在

処 理 区 域	熊本北部流域関連 公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水整備事業		集 計		
			野々島地区	合生地区			
事 業 主 体	熊本県(熊本市・合志市・菊陽町)		合志市				
事 業 所 管	国土交通省		農林水産省				
処 理 区 域	須屋・御代志・野々島・豊岡・幾久富・栄	合生・御代志・野々島・福原・竹迫・幾久富・豊岡・上庄・栄	野々島・上生	野々島・合生			
全体計画	処理面積	ha	1021.0	517.0	109.0	16.0	1,663
	区域内人口	人	56,700	13,400	2,480	230	72,810
	最大汚水量	m ³ /日	21,870	7,540	744	69	
	目標年度	年度	令和17年度	令和12年度	平成11年度 事業完了	平成11年度 事業完了	
認可計画	処理面積 (a)	ha	985.6	517.0	109.0	16.0	1,628
	区域内人口	人	50,400	12,800	2,480	230	65,910
	最大汚水量	m ³ /日	19,690	7,330	744	69	
	目標年度	年度	令和7年度	令和7年度	平成7年～平成11年	平成9年～平成11年	
	総事業費	百万円	24,076	17,294	2,195	762	44,327
整備済	面積 (b)	ha	941.1	439.3	109	16	1,505
	行政人口 (c)	人	49,331	13,129	1,984	136	64,580
	整備人口 (d)	人	49,254	12,752	1,957	132	64,095
	対認可計画面積 整備率 (b)/(a)	%	95.5	85.0	100	100	92.5
	処理人口普及率 (人)(d)/(c)	%	99.8	97.1	98.6	97.1	99.2
処理施設	施 設 名 称	熊本北部浄化センター	塩浸川浄化センター	上生川クリーンセンター 蘇水苑	農業集落排水 浄化センター清流館		
	施 設 の 位 置	熊本市四方寄町・鶴羽田町・梶尾町・飛田町	合志市栄1447-1	合志市上生105-1	合志市野々島216		
	全体計画処理能力	106,400m ³ /日	7,690m ³ /日	818.4m ³ /日	69m ³ /日		
	現有処理能力	93,900m ³ /日	7,690m ³ /日	818.4m ³ /日	69m ³ /日		
	処 理 方 式	標準活性汚泥方式(凝集剤添加ステップ流入2段硝化脱窒素法+砂ろ過)	オキシデーショ ン デ ィ ッ チ 方 式	オキシデーショ ン デ ィ ッ チ 方 式	連続流入間欠 パッキ方式		
	放 流 先	坪井川	塩浸川	上生川	上生川(二次放流)		
供 用 開 始 日	平成元年3月1日	平成4年3月31日	平成12年1月1日	平成12年4月1日			
受 益 者 負 担 金・分 担 金	330円/m ³						

熊本北部流域関連公共下水道事業の全体計画・認可計画・整備済状況は、合志市の事業部分のみを記載。熊本北部流域関連公共下水道事業は、昭和57年度から実施され、平成元年3月から旧合志町の一部供用を開始した。また、広域化の取り組みとして、平成27年度末に公共下水道事業で実施していた須屋浄化センターを廃止し、須屋・御代志・野々島の一部も熊本北部流域関連公共下水道事業に接続し、熊本北部浄化センターにて処理を開始した。さらに、令和6年度には、農業集落排水整備事業(合生地区)で実施していた農業集落排水浄化センター清流館を廃止し、特定環境保全公共下水道事業に接続し、塩浸川浄化センターにて処理を開始する計画である。

令和5年度 主要事業年間スケジュール

水道局 下水道課

※①令和4年度からの繰越の事業については青書きで記載下さい。

※②変更があった場合は、朱書き等で訂正をお願いします。

※③各班分を課ごとでまとめて提出方をお願いします。

班名	事務事業名	日	4月	日	5月	日	6月	日	7月	日	8月	日	9月	日	10月	日	11月	日	12月	日	1月	日	2月	日	3月	現状・課題・問題点		
下水道班	下水道事業経営事務																											
(経理G)	(上下水道事業運営審議会)				第1回上下水道事業運営審議会(下水道使用料の検討)																					○R5年度はインボイス制度の導入に伴う上下水道使用料の改正についてを審議し、令和5年6月定例会で条例の一部改正し、使用料改正は令和5年10月分からを適用を予定する。また、下水道事業経営戦略の見直しについても審議を行う。 ○R5.3.31委員の任期満了に伴い、新役員の選任を予定		
(経理G)	(決算事務)		3月末出納閉鎖、未払金及び決算額集計	中	地方公営企業決算状況調査の取り纏め	12	地方公営企業決算状況調査(決算統計の報告)															下	経営比較分析表の提出(前年度決算分)			経営比較分析表のHP公表		
(経理G及び工務G)			固定資産台帳登録(新規・除却資産の入力)	末	前年度決算書の提出(市長)																			末	出納閉鎖(3月末)			
(経理G及び工務G)	(監査関係)					中	決算説明資料、決算審査調書の作成	上	決算審査(企業会計)											中	定期監査資料作成	上	定期監査					
(経理G)			下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	下	例月出納検査(書類検査及び現金出納検査)	○下水道事業は企業会計方式により市の一般会計とは異なる簿記による経理を行なう。	
(経理G及び工務G)	(補助金事務)		←	早期着手申請、前年度実績報告、交付申請等	→	←	→	←	→														←	→	←	→	○交付申請、実績報告等の手続きは電子化が進み、SCMSシステムを活用した手続きを行う。	
(経理G)	(企業債管理事務)		下	起債1次協議の提出	上	起債1次協議ヒアリング																				上	起債2次協議最終確認	
																											上	融資長期借入申込(現年度分)
																											上	起債2次協議同意内示、2次協議書提出
																											中	起債最終協議(国補正予算分)
																											中	起債2次協議同意回答(県知事)
																											下	融資借入事務及び約定弁済(償還)事務
																											下	
																											下	
(経理G)	(下水道協会)				中	熊本県下水道協会総会	←																				中	
(経理G)	(熊本北部流域下水道関係)																										上	熊本北部流域下水道促進協議会幹事会①
																											中	熊本北部流域下水道促進協議会幹事会②
																											末	熊本北部流域下水道促進協議会幹事会③
(経理G)	(下水道使用料)		中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定	中	下水道使用料の賦課・調定
			中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認	中	下水道使用料の収納状況確認
																											中	使用料改定周知(ホスティング1回目)
																											1	下水道使用料改定適用日(10月請求分)
																											←	滞納整理状況の報告と対応協議、不納欠損対象者の把握
																											中	不納欠損対象者最終協議(お客様センター)
																											下	不納欠損処分
(経理G)	(お客様センター委託業務)(検針・納付書発送・収納・督促状発送・滞納整理関係)		●	合志市上下水道料金徴収等業務委託(R4.4.1~R9.3.31)長期継続契約(債務負担行為)																								
			中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)	中	連絡調整会議(前月分業務報告、当月分月間計画)
																												○下水道使用料検針・納付書発送・徴収事務は、平成24年度から民間委託。業務は良好に履行されており、収納率も高水準を維持している。平成29年度から委託会社がヴェオリア・ジェネッツ株式会社となっている。

班名	事務事業名	日	4月	日	5月	日	6月	日	7月	日	8月	日	9月	日	10月	日	11月	日	12月	日	1月	日	2月	日	3月	現状・課題・問題点	
下水道班	下水道汚水施設建設改良事業																										
(工務G)																											○県道改良工事と交錯しているため県担当を密な調整等が必要
(工務G)																											○土木工事分を先に発注、ポンプや操作盤等の電気・機械関係の納品時期の見通しが立たないため、早期の発注を行う。
(工務G)																											○土地区画整理事業と交錯する工事。土地区画整理室と密な調整が必要。
(工務G)																											○開閉器や高圧設備（電気・機械関係）の納品時期の見通しが立たないため、早期の発注を行う
(工務G)																											○施行伺い時期については国庫補助金の交付決定後となる。それまでに事業団と協定内容について協議を行う
(工務G)																											○施行伺い時期については国庫補助金の交付決定後となる。それまでに事業団と協定内容について協議を行う
(工務G)																											○時期「管路ストックマネジメント計画」策定のための基礎資料となる管路調査
(工務G)																											○管路ストックマネジメント計画の調査点検結果に基づき、管更生及び部分修繕と判断された箇所管更生工事及び一部修繕工事
(工務G)																											○下水道計画区域内で汚水公共樹が未設置である箇所の住宅建設に伴う公費設置
(工務G)																											○下群マンホールポンプ場移設実施設計業務委託（単独）
(工務G)																											○時期「管路ストックマネジメント計画」策定のための基礎資料となる管路調査
(工務G)																											○管渠ストックマネジメント計画の調査点検結果に基づき、管更生及び部分修繕と判断された箇所の管更生工事及び一部修繕工事
(工務G)																											○下水道計画区域内で汚水公共樹が未設置である箇所の住宅建設に伴う公費設置
(工務G)																											○下群マンホールポンプ場移設に伴う実施設計。建設課が道路改良工事を計画しているため調整が必要
(工務G)	下水道汚水施設維持管理事業（管渠・ポンプ場・処理場）																										○稼働中の処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ場の維持管理業務委託
(工務G)																											○国道、県道、市道の舗装打ち換えなどに伴って生ずるマンホール高さの調整と同時に古いタイプの鉄蓋は新品に交換している。
(工務G)																											○農集処理場2箇所（蘇水苑及び清流館）の老朽化に伴い、機器のオーバーホールや部品交換などを行う。
(工務G)																											○年間を通じて、機器の故障による修繕や定期的なポンプのオーバーホール（部品交換）を行う。
(工務G)	下水道汚水施設維持管理事業（個別排水処理施設等）																										○市設置型（一部寄付も含む）の合併浄化槽の修繕・維持管理・法定点検業務（下水道計画区域外）
(工務G)	下水道雨水建設改良事業																										○黒石地区の一部の浸水エリアの解消のため、黒石雨水幹線バイパスの建設事業に着手
(工務G)	下水道雨水施設維持管理事業																										○下水道事業で建設した雨水調整池及び雨水幹線の維持管理業務を毎年実施している。
班名	事務事業名	日	4月	日	5月	日	6月	日	7月	日	8月	日	9月	日	10月	日	11月	日	12月	日	1月	日	2月	日	3月	現状・課題・問題点	

令和5年度 工事等予定箇所図 (下水道事業)



【農集】
北2マンホールポンプ場汚水ポンプ更新工事(単独)

— 下水道修繕・工事

— 下水道委託

— 事業団委託

【農集】
黒松2号マンホールポンプ場汚水ポンプ更新工事(単独)

【特環】塩浸川浄化センター
 ・No.2ろ布洗浄水ポンプ更新工事(単独)
 ・2池目ばっ気装置修繕(OH)工事(単独)
 ・NO.2薬品供給ポンプ修繕工事(単独)
 ・NO.4揚水ポンプ修繕工事(単独)
 ・NO.2汚泥供給ポンプ修繕工事(単独)

【流公】
日向第3マンホールポンプ場No.2汚水ポンプ修繕工事(単独)

【農集】蘇水苑
農業集落排水事業野々島地区処理場改築更新工事(補助)

【特環】※R4繰越事業
合生処理区広域化に伴う管渠築造工事
及びマンホールポンプ場築造工事(補助)

【特環】
 ・村廻汚水中継ポンプ場流量計取替工事(単独)
 ・村廻汚水中継ポンプ場NO.2汚水ポンプ修繕工事(単独)

【特環】※R4繰越事業
県道大津植木線バイパス改良工事に伴う下水管渠撤去工事(単独)

【特環】
筒井汚水中継ポンプ場汚水ポンプ更新工事(単独)

【特環】
小池汚水中継ポンプ場ほか改築・耐震実施設計(補助)※事業団委託

【流公】※R4繰越事業
 ・御代志土地区画整理污水管渠築造工事(C街区L=340m)(補助)
 ・御代志土地区画整理污水管渠築造工事(C街区L=360m)(単独)

【流公】
黒石雨水幹線2号バイパス管築造工事(補助)

【流公】
下群マンホールポンプ場移設実施設計(単独)

【流公】※シルバー人材センター委託
 ・黒石調整池除草業務委託(単独)
 ・宿の山コミュプラ跡地除草業務委託(単独)
 ・黒石都市下水路除草業務委託(単独)

【流公】
すずかけ台汚水中継ポンプ場改築更新工事(耐震補強)(補助)※事業団委託

【流公】
 ・永江団地污水枝線管更生工事(その1)(L=140m)(単独)
 ・永江団地污水枝線管更生工事(その2)(L=170m)(単独)

【流公・特環・農集】
 ・公共汚水樹設置工事(単独)(流公20箇所、特環22箇所)
 ・マンホール蓋高さ調整等工事(単独)(流公85箇所、特環35箇所、農集10箇所)
 ・マンホールポンプ場マンホール蓋交換工事(単独)(流公2箇所、特環2箇所)

【流公】
すずかけ台汚水中継ポンプ場ミニUPS更新工事(単独)

【流公】
高後山雨水幹線伏越部浚せつ業務委託(単独)

【流公】
管渠ストックマネジメント実施計画に基づく調査点検業務委託(補助)L=5.0km
 ※二本松污水幹線、陣の平污水幹線、すずかけ污水幹線
【特環】
管渠ストックマネジメント実施計画に基づく調査点検業務委託(補助)L=5.0km
 ※鹿水污水幹線、栄污水幹線

【流公】
旧須屋浄化センター除草、巡視業務委託(単独)

参考資料

○地方自治法 (抜粋)

昭和22年4月17日法律第67号

[委員会・委員の設置]

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○合志市上下水道事業運営審議会条例

平成23年3月17日条例第2号

改正 平成31年3月22日条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、合志市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他市長が事業運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 受益者代表
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員が欠けたときは、補欠員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項及び報告)

第6条 審議会は、事業の運営に対し市長から諮問を受けた事項について審議し、市長に答申するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(合志市下水道事業運営審議会条例の廃止)

2 合志市下水道事業運営審議会条例(平成18年合志市条例第145号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月22日条例第7号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する

○地方公営企業法 (抜粋)

昭和27年8月1日号外法律第292号

(管理者の設置)

第七条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業(簡易水道事業を除く。)及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

(管理者の地位及び権限)

第八条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

一 予算を調製すること。

二 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。

三 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。

四 地方自治法第十四条第三項並びに第二百二十八条第二項及び第三項に規定する過料を科すること。

2 第七条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

(事務処理のための組織)

第十四条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

○合志市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (抜粋)

平成18年2月27日条例第156号

(組織)

第五条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

○都市計画法 (抜粋)

昭和43年6月15日法律第100号

(受益者負担金)

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

○地方自治法 （抜粋）

昭和22年4月17日法律第67号

（分担金）

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。